

国際日本文化研究センタードメイン取扱要項

（令和 5（2023）年 3 月 23 日 制 定）
（令和 6（2024）年 1 月 25 日 最終改正）

（趣旨）

第 1 条 この要項は、Web サーバー等の情報システム（以下「情報システム」という。）で国際日本文化研究センター（以下「本センター」という。）が保有する nichibun.ac.jp ドメイン配下のサブドメイン及び nichibun.ac.jp ドメインを使用した完全修飾ドメイン（以下「サブドメイン等」という。）の取扱いに関し必要な事項について定めるものとする。

（利用目的）

第 2 条 サブドメイン等を保有できるのは、次の各号のいずれかの目的に限る。

- （1）本センターの活動に資する目的
- （2）その他情報管理施設長が認めた目的

（保有資格者）

第 3 条 サブドメイン等を保有することができるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）本センター職員
- （2）国際日本文化研究センター組織運営規則に規定されている組織
- （3）国際日本文化研究センター委員会規則に規定されている委員会
- （4）その他情報管理施設長が認めた者（ただし、本センター職員が管理者となる場合に限る。）

（申請）

第 4 条 サブドメイン等の保有を希望する者は、別に定める申請書を情報管理施設長に提出し、承認を得なければならない。

（運用管理）

第 5 条 サブドメイン等の保有者（以下「保有者」という。）は、当該サブドメイン等の運用管理を行う管理者を設置しなければならない。

- 2 保有者及び管理者は、サブドメイン等の運用管理に起因するすべての障害、セキュリティ上の問題等に関し、その責任を負うものとする。
- 3 サブドメイン等を使用する情報システムにおいて、コンテンツ管理以外の運用管理全てを情報管理課が行う場合は、前項の規定にかかわらず、コンテンツ管理以外に起因する

障害、セキュリティ上の問題等に関しては情報管理課がその責任を負うものとする。

(変更及び廃止)

第6条 サブドメイン等の運用管理について承認を得た内容等を変更する場合、又はサブドメイン等を廃止する場合は、保有者は別に定める申請書を情報管理施設長に提出し、承認を得なければならない。

(停止及び取消し)

第7条 情報管理施設長は、サブドメイン等の運用管理等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該サブドメイン等保有の承認を停止又は取り消すことができる。

- (1) 情報セキュリティに関する規則に違反したとき。
- (2) 第2条に定める目的を逸脱したとき。
- (3) サブドメイン等の保有者が第3条に定める資格を喪失したとき。

(システム等への反映)

第8条 情報管理施設長は、サブドメイン等保有の承認又は承認の停止若しくは取消しをした場合においては、速やかに日文研情報システム等にその内容を反映させるようシステムの運用管理を担う者に指示しなければならない。

2 ホスティングサービス等の外部サービスを利用している場合等、前項のシステムが情報管理施設長の直接の管理下でない場合は、情報管理施設長の監督の下で管理者がその責務を代行するものとする。

(委員会への報告)

第9条 情報管理施設長は、サブドメイン等保有の承認又は承認の停止若しくは取消しをした場合は、日文研情報システム等への反映状況とともに情報システム・情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の運用に関して必要な事項は、情報管理施設長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6(2024)年4月1日から施行する。